

## アイ・エス・ビー 社外取締役独立性基準

株式会社アイ・エス・ビー（以下「当社」という。）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を下記のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様。）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

### 記

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の出身者  
現在を含む直近 10 年間において、当社グループの業務執行取締役、執行役員、その他の職員・従業員（以下「業務執行者」と総称する。）である者、又はあった者。  
ただし、直近 10 年間において当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、それらの役職への就任前 10 年間において当社グループの業務執行者であった者。
2. 当社の主要株主  
主要株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで 10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
  - (1) 当社グループの主要な取引先  
主要な取引先とは、当社グループの販売先又は仕入先（その親会社、重要な子会社を含む。）であって、その年間取引金額が当社グループの連結売上高又は相手方の連結売上高の 2%を超えるものをいう。
  - (2) 当社グループの主要な借入先  
主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社グループの連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の 2%を超える金融機関をいう。
  - (3) 当社グループが議決権ベースで 10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士  
当社グループの会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者（ただし、補助的関与は除く。）。
5. 当社グループから多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等）  
多額の金銭とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて、以下に定めるとおりとする。
  - (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く。）が、年間 1 千万円を超えるときを多額という。
  - (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしてい

る場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

6. 当社グループから多額の寄付を受けている者  
多額の寄付とは、当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
7. 社外取締役又は社外監査役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者  
相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ当該会社の業執行者が当社の社外取締役又は社外監査役である関係をいう。
8. 上記1から7までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者  
重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士に該当する者をいう。近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。
9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 当社グループの独立役員としての在任期間が8年を超える者
11. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得るなど特段の事由が存在する者

以上